

平成 20 年 6 月 10 日

## 薄型テレビの取り扱いに関する意見書

財団法人 家電製品協会  
社団法人 電子情報技術産業協会

家電リサイクル制度における薄型テレビの取り扱いについて下記のとおり要望いたします。

### 記

1. ブラウン管式テレビと薄型テレビ（液晶テレビとプラズマテレビ）の同種の扱いについて  
小売店の引き取り義務は、現法においては「商品を販売した際、同種の商品を引き取る」と規定されている。薄型テレビを販売してブラウン管式テレビを引き取る場合、異種の商品となっていると引き取りの義務が発生しないことになる。したがって、回収を円滑に進めるためには、ブラウン管式テレビと液晶テレビ、プラズマテレビは同種の商品として定義していただきたい。
2. 薄型テレビ（液晶テレビとプラズマテレビ）の再商品化率の扱いについて  
下記の理由により、液晶テレビとプラズマテレビを一区分として再商品化義務率を設定していただきたい。
  - (1) 消費者が排出する際、液晶テレビとプラズマテレビを判別することが難しく、混乱する恐れがある。
  - (2) リサイクルプラントで液晶テレビとプラズマテレビを処理する場合は、同一ライン上で行うと想定される。
  - (3) 液晶テレビとプラズマテレビを区分する場合には、家電リサイクル券の記載や指定引取場所での現品確認等々の管理コストの追加が予想される。社会コストミニマムの観点からは、同一の区分として扱うことが適切である。

以上